

平成20年 3月 5日

江差町議会議長 打越東亜夫 様

水道事業会計の経営健全化に関する調査特別委員会

委員長 小野寺 真二

委員会の調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件

平成19年第4回定例会

発議第19号 水道事業会計の経営健全化に関する事務調査について

2 調査の経緯と結果

本委員会は、平成19年12月13日、平成20年1月10日、平成20年2月7日及び平成20年2月27日の4日間会議を開催し、資料を基に担当職員の説明を求め、調査した結果について、別紙のとおり意見を付して報告する。

意 見

1. 水道事業会計の経営健全化に関する調査として、町から、現在の水道事業の現状や町の内部検討についても報告を受けた。

現在、江差町の水道事業は、安定した水源を上ノ国ダムに求めたことによる企業債借入などにより、平成18年度末で企業債残高が56億7千万円なっている。

平成18年度の水道事業財政状況は、収益的収支において、収入（総収益）で4億3200万円、支出（総費用）で5億3000万円となっており、純損失9800万円、前年度の欠損金を加えると9億2400万円の累積欠損額となっている。

収入は、その70%を占める給水使用料も、給水人口減により年々減少している。一方、支出は、これまでの施設整備に係る投資的経費の返済が主な要因になっている。

今後、人件費の抑制、委託料の見直しなど、町の経営改善計画をすすめたとしても、平成24年度末には資金不足になり、料金改定を早期に検討せざるを得ない状況であることについて、町から説明を受けた。

2. 町の改定方針の説明・質疑と合わせて、連結決算の内容、有収率向上対策、老朽管・漏水対策、配水施設の現状などの説明・質疑をおこなった。

有収率は、70%前後を推移しているが、これは、老朽管による漏水が大きな要因となっている現状の説明がされた。

3. 委員会としては、現在の水道事業会計の收支見通し、財政健全化法の実施、長期的な安定供給を町の責任で続けていくことなどの点から、町の料金改定の方向性についてはやむを得ないものと判断する。

なお、今後の経営健全化に向けて、以下の点について、なおいっそうの改善・対策を求める。

記

①水道料金の値上げは、社会保険・福祉関係の自己負担増、燃料費の高騰などが続いている中、特に低所得者・年金生活者にはさらに負担の追い打ちをかけるものである。また、現在でも高い水準にある水道料金であり、人口減少対策、定住・移住政策をすすめる上で、大きなマイナス要素となる。

料金改定にあたっては、なおいっそうの経営改善化対策をすすめ、少しでも住民負担が少なくてすむような内容にすること。

②値上げの必要性を町民に理解してもらう上で、現状の水道事業の経営内容や今後の見通しなどをわかりやすく町民に説明するなど、一層の情報開示・説明に努めること。

③次の事項について、いっそうの対策をすすめること。

ア. 現在おこなっている委託（徴収・検針・施設維持管理）の内容を見直すことで、コスト削減を図ること。